

日本の大学における内部質保証システム類型化の試み —2018年度第3期認証評価受審大学の 自己点検・評価報告書及び大学評価結果から—

山 咲 博 昭

広島市立大学企画室特任助教

荒 木 俊 博

淑徳大学大学改革室主任

【目次】

- I. 問題設定
- II. 各認証評価機関における「内部質保証」の定義と評価基準
- III. 分析方法
- IV. 分析結果
- V. 結論

[キーワード] 認証評価、内部質保証、自己点検・評価、
全学内部質保証推進組織

I. 問題設定

我が国全ての大学は、学校教育法109条により、自ら教育研究活動について点検・評価を行うことや機関別認証評価(以下、「認証評価」)を受審する事が定められている。そして後者の認証評価は、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による、大学以外の第三者が客観的な立場から評価を行う認証評価を受審する必要がある。この認証評価は「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(以下、「学校教育法第110条第2項細目省令」)において、認証評価の大学評価基準として共通して定めなければならないものが規定されている。その一つに「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事」があり、これが重点的に認証評価を行う項目として位置づけられている(文部科学省、

2016a)。この述べられている仕組みとは内部質保証(文部科学省、2016b)のこととするのが一般的であるが、では内部質保証とは何を指すのだろうか。

認証評価機関の一つである大学基準協会(以下、「基準協会」)は、自らが国内外の調査研究を行った結果を踏まえて、第2期認証評価より内部質保証を重視する評価基準に転換し、他の認証評価機関に先駆けて内部質保証を推進している(大学基準協会、2015)。その調査結果を踏まえて、内部質保証を「PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と定義している(大学基準協会、2017)。基準協会では2018年度から第3期の認証評価が開始し、「内部質保証システムの有効性に着目した評価」(大学基準協会、2017)が行われ、大学が自らの責任において構築した内部質保証システムが適切に機能しているかを評価している。しかし、基準協会において第3期認証評価を1年目に受審した大学の内、27校中18校が内部質保証に関して改善課題、是正勧告といった何らかの指摘を受けるなど、基準協会が求める内部質保証システムの機能化までには到達していない大学が数多く存在する。

一方、第3期認証評価における内部質保証システムに関する国内の調査研究は少ない。例えば、2013・2014年度に基準協会が実施した内部質保証システム現況調査(大学基準協会、2015)、大規模大学における

表1 各認証評価機関と法令における「内部質保証」の定義

認証評価機関名称	「内部質保証」の定義
大学基準協会 (2017)	P D C A サイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと
大学改革支援・学位授与機構 (2018a)	大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることに、教育研究活動等の質を維持し向上を図ること
日本高等教育評価機構 (2018)	高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証することを指す。
学校教育法 第110条第2項細目省令【参考】	教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

出典：筆者作成

内部質保証の有効性に関する研究（鳥居・森，2019）、個別大学における内部質保証システムの構築に関する事例調査（福中，2019；山咲，2019）などがある。この他、第3期認証評価における研究として、認証評価受審時における使用データとIRの役割を整理したもの（荒木・山咲，2019）、学習成果の測定に着目したもの（江原，2019；金ら，2019）があるが、第3期認証評価における内部質保証システムの在り方を整理した研究は、管見の限り、存在しない。

そこで本稿では、基準協会が第3期認証評価の1年目（2018年度）に受審した大学が公開する認証評価に関する書類（自己点検・評価報告書及び認証評価結果）及び、内部質保証に関する方針などを中心に横断的な分析を通して、第3期認証評価における内部質保証システム、とりわけ、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（以下、「推進組織」）の在り方について検討を行うことを目的とする。

本稿の構成としては、まず第1節で本稿における問題設定を行い、第2節では、第3期認証評価における「内部質保証」が各認証評価機関でどのように定義が行われ、どのような評価基準を設定しているのか整理する。第3節では、本稿の調査・分析方法に関する整理を行うとともに、第4節では、各大学の自己点検・評価報告書や基準協会による評価結果から分析を行い、内部質保証システム及び推進組織の在り方について検討する。最後に、第5節では本稿における分析結果を踏まえた結論と残された課題について言及する。

II. 各認証評価機関における「内部質保証」の定義と評価基準

本節では、第3期認証評価における「内部質保証」について、各認証評価機関がどのように定義を行い、どのような基準や観点から「内部質保証」の評価を行っているのかを整理する。本稿の調査対象である第3期認証評価1年目の2018年度時点⁽¹⁾で4年制大学を対象とした機関別認証評価を行う機関は、基準協会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人日本高等教育評価機構の3機関である（文部科学省，2019）。

1. 「内部質保証」の定義に関する比較

まずは、これらの認証評価機関が、第3期認証評価における「内部質保証」をどのように定義しているのかを確認する。先述のとおり、学校教育法第110条第2項細目省令では、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」と内部質保証は規定されており、これを踏まえた定義が各機関において行われている。以下のとおり、各機関及び法令における「内部質保証」の定義について整理を行った（表1）。

細目省令に基づき、それぞれの機関がそれに準拠した定義を行っているが、①内部質保証の範囲、②「質」をどのようにするのか、③何をもって内部質保証を行うのか、といった観点から分析すると、それぞれの機関の特徴が見えてくる。まず、①に関しては、基準協

表2 各認証評価機関における「内部質保証」の評価基準、項目や視点

大学基準協会 (2017)	大学改革支援・学位授与機構 (2018b)	日本高等教育評価機構 (2018)
<p>基準2 内部質保証</p> <p>①内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。</p> <p>②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。</p> <p>③方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。</p> <p>④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>⑤内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>領域2 内部質保証に関する基準</p> <p>基準2-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること</p> <p>基準2-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること</p> <p>基準2-3【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること</p> <p>基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること</p> <p>基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること</p>	<p>基準6 内部質保証</p> <p>基準項目6-1. 内部質保証の組織体制</p> <p>①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立</p> <p>基準項目6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</p> <p>①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有</p> <p>②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析</p> <p>基準項目6-3. 内部質保証の機能性</p> <p>①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性</p>

出典：筆者作成

会は「教育、学習等」、大学改革支援・学位授与機構は「教育研究活動等」と明確に示しているのに対し、日本高等教育評価機構は「諸活動」としており、どこまでが内部質保証の範囲であるかは読み取ることができない。②に関しては、基準協会は「質の向上を図る」、大学改革支援・学位授与機構は「質を維持し向上を図る」と内部質保証によって質向上を図ることが目標として規定しているが、日本高等教育評価機構は「質を自ら保証する」とこの表記からは質の向上まで読み取ることができない。しかし、点検・評価結果をもとに改革・改善に努める旨を前述していることから、「質を自ら保証する」という表記には改革・改善といった質向上を包含していると言える。③に関しては、大学改革支援・学位授与機構は「大学が継続的に、自らの教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげる」、日本高等教育評価機構は「高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努める」とPDCAサイクルにおける「C(評価)」「A(改善)」までを内部質保証と規定しているが、基準協会は「PDCAサイクル等を適切に機能させる」と「P(計画)」の段階

から「A(改善)」に至るまでが内部質保証と規定しており、その範囲は広い。また、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構ともに「質を維持し向上を図ること」「質を自ら保証すること」が内部質保証と定義しているが、基準協会は「質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセスのこと」と単なる質保証や向上に留まらず、質保証・向上を行うプロセス全体を内部質保証と定義しており、他の2機関と比較しても内部質保証における評価対象の範囲は広く設定している。

2. 「内部質保証」の評価基準等に関する比較

次に、以上の各認証評価機関の定義を踏まえて、それぞれがどのような評価基準や観点を設けて「内部質保証」の評価を行っているのかを確認するために、各機関における「内部質保証」の評価基準や評価の視点について整理を行った(表2)。

学校教育法第110条第2項細目省令において内部質保証が重点項目として設定していることを踏まえて、①内部質保証に係る体制が整備されているのか、②内

部質保証に係る手続き・手順・仕組みが整備されているのか、③内部質保証が有効に機能しているのか、といった観点については文言の差異は生じているが、各機関共通で評価基準としての設定が行われている。また、基準協会及び大学改革支援・学位授与機構については、「内部質保証」として定める評価基準に①から③に該当しない評価項目を含めている。基準協会の場合は、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の情報公開に関することや、内部質保証システムの適切性に関する点検・評価に関すること、大学改革支援・学位授与機構の場合は、教育研究上の基本組織の新設や見直しなどの大学が有する組織の適切性に関すること、教員及び職員などの構成員個人に対する質保証に関することが評価項目として掲げられている。特に、大学改革支援・学位授与機構が定める教育研究上の基本組織の見直しについては、基準協会は基準3「教育研究組織」において、教育研究組織の設置状況の適切性と見直しに関する評価を行うなど、機関によって内部質保証として評価するもの、別の評価基準で評価するものと、それぞれの機関の評価に関する考え方によって特徴が表れている。この他、日本高等教育評価機構では基準項目6-2「内部質保証のための自己点検・評価」の②として「IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析」を設定するなど、内部質保証の機能の一つとしてIRを活用することを強調している。

以上を比較した結果、学校教育法第110条第2項細目省令によって、内部質保証が重点評価項目として定められていることから、内部質保証の体制、手続きの整備状況や、内部質保証が有効に機能しているか、といった3つの評価項目については、各認証評価機関間で一定の共通性が見られる。この共通性を踏まえて、3機関がそれぞれに評価した大学の内部質保証システムの在り方に関して検討を行うことは可能であるが、内部質保証の定義比較で明らかになったように、一義的に内部質保証を捉えることはできない。そこで、本稿において調査・分析の対象とする内部質保証システムは、①第2期認証評価から先駆的に内部質保証を重視した評価を行うとともに調査研究を通じた知見の蓄

積があること、②他機関と比較しても内部質保証の評価対象範囲が広いことを踏まえて、基準協会を対象の認証評価機関として設定する。

Ⅲ. 分析方法

本節並びに次節では、推進組織に着目した分析を行い、その結果を踏まえて内部質保証システムの在り方を試行的に検討する。具体的には、各大学の内部質保証システムにおける推進組織の役割、機能、位置づけ等を確認し、それぞれの特徴を踏まえた類型化を試みることで、第3期認証評価における内部質保証システムの実態を確認する。なお本稿の基本的な仮説は、大学規模ごとに内部質保証システムに特徴が見られるというものである。この仮説を設定した理由として、内部質保証システムは評価機関が示した内部質保証システムを踏襲した一義的なシステムを構築するのではなく、大学規模によって異なると推察したためである。

類型化を行う上で分析の軸となるのは、推進組織の構成員や役割及び権限を踏まえ、各学部や研究科などの各部局から推進組織あるいは全学的な観点で自己点検・評価を担う組織に対して各部局で実施した自己点検・評価結果の報告が行われているか、さらに推進組織が直接的あるいは間接的に運営・支援を行っているかに着目をする。ここでの直接的とは推進組織が該当部局(学部学科や委員会)に対して直接運営・支援を行い、間接的とは運営組織と該当部局に何らかの組織が介在して運営・支援が行われることを指す。

つまり、推進組織自体の特徴と、推進組織のPDCAと各部局のPDCAがどのように結びついているかを報告書等から明らかにする、2つの観点から本分析は構成される。

分析の対象とするのは、2018年度に基準協会で第3期認証評価を受審した27大学の自己点検・評価報告書及び認証評価結果を用いる。自己点検・評価報告書は各大学のホームページで公開されているものを用い、認証評価結果は基準協会のホームページで公開されているものを用いる。

本稿での対象27校の設置形態及び規模別の内訳は表3となる。大学規模の算出は、各大学がホームペー

表3 第3期認証評価1年目(2018年度)の基準協会受審大学⁽³⁾

公立	私立	大規模	中規模	小規模
5校	22校	2校	8校	17校

出典：大学基準協会(2018)より筆者作成

ジで公開している2019年5月1日時点の取容定員から分類⁽²⁾を行った。

分析は2段階行い、分析1では報告書や評価結果等において推進組織を言及する他の組織名やキーワードを抜き出すことで、推進組織の構成員や推進組織が有する役割について整理を行った。この分析の目的は、構成員に理事や監事等の法人役員が含まれているか否かによって、法人全体の教学マネジメントなのか、大学のみの教学マネジメントなのかを分類し、推進組織と自己点検・評価を行う組織が別であるかどうかを確認することで、大学規模に応じた組織の在り方が変化することを前提とした前述の仮説に対する検証を行うところにある。これは、検証と改善の役割を区分し図示した「内部質保証システム体系図<例>」(大学基準協会, 2015)を踏まえた大学の実態を確認するとともに、前述の仮説を踏まえて「小規模大学では推進組織と自己点検・評価を行う組織が同一である」ことを確認するためである。

その上で、分析2として①推進組織と自己点検・評価を担う組織との関係、②推進組織が学部・研究科等の各部局や組織等にどのように運営・支援を行っているのかを報告書等から読み取り、内部質保証システムの類型化を試みた(図1)。この分析の方法として各組織の関係性がある言葉を抽出している。具体的には①は各組織の関係性としてi~iiiがあるかを確認した。②は①をふまえ、報告書等进行分析し類型化を行った。

なお類型化にあたって、図1で示したi~iiiに以下の文言が入っている場合、組織間で何らかの関係があるとした(表4)。また例えば自己点検・評価組織が「~のもとに置かれた組織である」とされている場合は関係性があるとした。

また13の大学は内部質保証システムが報告書内で図示されており、これらも内部質保証システムの類型

図1 分析の枠組み



出典：筆者作成

化を測る上で活用した。これらを踏まえ、内部質保証システムにおける推進組織の位置づけから類型化を試みた。

IV. 分析結果

本節では大学の自己点検・評価報告書及び認証評価結果から、まずは対象27校の内部質保証の推進組織がどうなっているかを概観する。

1. 推進組織における構成員・役割・権限の状況(分析1)

まずは推進組織の構成員についてである。2018年度受審大学の推進組織の構成員に大学だけでなく、学校法人等の役員(以下、「法人役員」)を含んでいるか否かを整理した(表5)。なお、この整理に際して、①学長・副学長等が理事を兼務し、かつ②その他の法人役員が推進組織に含まれない場合は「法人役員を含む」に含めていない。

法人役員を含む大学は全体の約3割であり、その特徴として小・中規模の大学を中心に構成している。報告書によれば、神奈川工科大学、玉川大学及び天理医療大学は理事等の法人役員を含む大学は推進組織を法人の重要な会議として位置付けるなど、内部質保証の主体は大学ではなく法人にあると推察される。この3校を除く大学は、大学が内部質保証の主体であるが、法人の意向を反映させていると考えられる。

一方、法人役員を含まない大学は全体の約6割であり、その内訳として「法人役員を含む」大学を超える小・中規模の大学に加えて2校の大規模大学が含まれ

表4 類型化の観点

①推進組織と自己点検・評価を行う組織との関係(i)	②推進組織、自己点検・評価組織と各部局への運営・支援(ii及びiii)
<ul style="list-style-type: none"> ・報告を受ける。 ・自己点検・評価を提出する。 ・検証する。 ・報告する。 	<p>推進組織あるいは自己点検評価組織が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きかけを行っている。 ・(改善事項がある場合は)～から指示を出す。 ・通知する。 ・改善を必要とする事項及びその改善方法について教授会に報告する。 ・フィードバックする。 ・計画の策定をする。 ・確認し、コメントする。 ・質の保証及び向上を恒常的・継続的に推進する。 ・改善プログラムの策定・実施に責任を負う。 ・方針や改善策等が決定される。 ・提示する、講じる、伝達する。 <p>部局の立場から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果及び改善計画並びに教学マネジメントに関する目標及び方向性を受ける。

出典：筆者作成

表5 推進組織の構成員

構成員	法人役員を含む	法人役員を含まない	不明
大学数	8校(29.6%)	17校(63.0%)	2校(7.4%)
規模別内訳	小規模5校 中規模3校	小規模10校 中規模5校 大規模2校	小規模2校

出典：筆者作成

ている。特に、法人を主体とした自己点検・評価委員会の下部組織で大学部門の自己点検・評価を行う大学であっても推進組織には「法人役員を含まない」ものが見られるなど、必ずしも自己点検・評価を行う組織と推進組織の主体を統一している訳ではないことが事例としても示されている(関西大学)。つまり、推進組織の構成員に法人役員が含まどうかは、①推進組織を法人の重要な会議として位置付けるか否か、②教学マネジメントに法人の意向を直接的に反映する意図があるか否かが推進組織の構成に影響を及ぼしていると推察される。

次に、推進組織の役割について確認する。推進組織は内部質保証に責任を負い、改善等を行う組織であるが、大学によっては自己点検・評価を担う組織、つまり内部質保証と自己点検・評価の機能を同一の組織が担うことがある。ここでは、内部質保証を推進する主

体と自己点検・評価を行う主体が分離しているか否かを整理した(表6)。

基準協会では、内部質保証を推進する組織の設置を求めているが、自己点検・評価を推進組織の役割に含む大学は約3割であり、その多くは小規模大学であった。その内、1校は大規模大学であるが、推進組織の下部に自己点検・評価結果を全学的な観点から分野ごとに点検・評価し、現状認識、課題抽出、対応方策等の妥当性等の検証を行う組織を設けるなど、推進組織のみに過大な負担がかからないような工夫を施していた(立命館大学)。なお、推進組織と自己点検・評価組織が同一の場合、推進組織の名称は「部局長会議・戦略会議」「内部質保証委員会」「自己点検評価委員会」などであり、組織名称に「自己点検・評価」を冠するものが8校中6校であった。

表6 推進組織の役割

役割	自己点検・評価含む	自己点検・評価含まない	不明
大学数	8校 (29.6%)	19校 (70.4%)	0校 (0.0%)
規模別内訳	小規模7校 大規模1校	小規模10校 中規模8校 大規模1校	なし

出典：筆者作成

表7 推進組織の権限

権限	直接的	間接的	不明
大学数	22校 (81.5%)	4校 (14.8%)	1校 (3.7%)
規模別内訳	小規模15校 中規模6校 大規模1校	小規模1校 中規模2校 大規模1校	小規模1校

出典：筆者作成

2. 自己点検・評価を担う組織との関係性、各部署に対する運営・支援の状況(分析2)

本節では分析1を踏まえ、内部質保証システムの類型化を試みた。まず分析2は、推進組織と各部署(学部や委員会)等の権限や関係性が直接的か間接的かを整理した(表7)。なお、直接的とは推進組織が学部や学科及び委員会等に改善指示等を直接行うことであり、間接的とは推進組織の指示を何らかの組織が仲介し、各部署に指示することと定義する。

規模に関わらず、対象大学の約8割が推進組織から各部署等に対して直接的に運営・支援を行っている。分析1及び分析2の結果を踏まえて、内部質保証システムの類型化を試みたところ、①内部質保証・自己点検・評価一体化型、②内部質保証直接支援型、③自己点検・評価組織独立型、④自己点検・評価統括型、⑤非公式内部質保証型の5つに分類することができた(図2)。

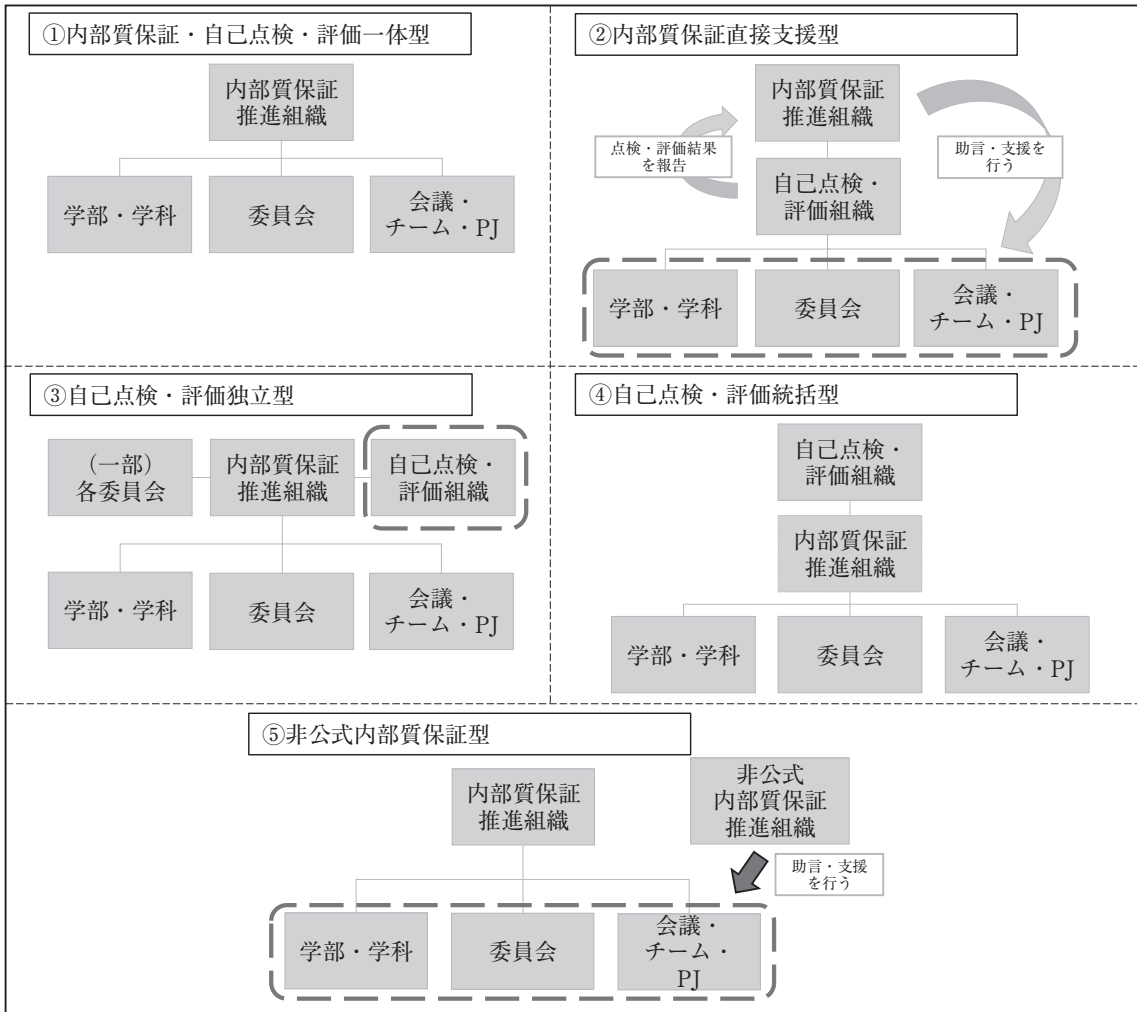
内部質保証システムの5つの類型の特徴は表8の通りである。なお、前述した間接的な権限を有する推進組織の場合は教務委員会等の領域別の全学的な委員会を通じて学部・学科に助言・支援を行うが、内部質保証システムを類型化する観点から便宜上、学部・学科、委員会、会議・チーム・PJ(プロジェクト)を同列に並べている。

第3期認証評価1年目の評価結果と5つの類型を比較すると、是正勧告、改善意見が一定の類型に付される傾向が見られた。具体的には、推進組織と自己点検・評価の役割、権限の区分が明確でないという観点から②内部質保証直接支援型が、推進組織が規定されていないという観点から④自己点検・評価統括型が何らかの指摘を受ける傾向にある。特に、推進組織の権限、役割が定められていない場合は指摘対象であるため、⑤非公式内部質保証型は指摘を受ける可能性が高い。

次に大学の規模ごとに、内部質保証システムの類型と推進組織の権限や関係性について比較を行った(表9)。

小規模大学では①内部質保証・自己点検・評価一体化型と②内部質保証直接支援型が多く、推進組織の殆どが直接的に助言、支援を行うタイプ(以下、「直接型」)である。なお⑤非公式内部質保証型は、規程には定めのない組織であることから間接的に助言、支援を行うタイプである(以下、「間接型」)。中規模大学は②内部質保証直接支援型が多く、直接型と間接型は各2校であった。また中規模大学は③自己点検・評価独立型、④自己点検・評価統括型の大学もあるがいずれも直接型である。大規模大学では、2校のみであるが①内部質保証・自己点検・評価一体化型と②内部質保証直接支

図2 内部質保証システムの5つの類型



出典：筆者作成

援型がそれぞれである。このことから、内部質保証システムは本節で分類した類型や推進組織の権限、関係性の観点から、大学規模ごとに複数の特徴があり、一義的な内部質保証システムでない事が示された。

V. 結論

本稿では、大学規模ごとに内部質保証システムに特徴が見られることを明らかにするために、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の在り方について検討した。推進組織と自己点検・評価を担う組織との関

係、推進組織、自己点検・評価を担う組織と各部局に対する助言・支援の在り方の2つの観点による分析から、小規模大学では推進組織の役割に自己点検・評価の機能を含む大学が一定数あることがわかった。また、大学の規模や特性によって推進組織が担う役割や各部局に対する助言・支援の在り方が異なるなど、内部質保証システムが一義的なものとして構築し、運営が行われていないことを示すことができた。本稿で検討した内部質保証システムの類型は、複数の観点から内部質保証システムの在り方について客観的な整理を

表8 5つの類型の特徴

類型名称	特徴
①内部質保証・自己点検・評価一体型	推進組織が自己点検・評価の役割も担っている。
②内部質保証直接支援型	自己点検・評価結果を踏まえ、推進組織が直接的に各部局に対して助言・支援を行う。
③自己点検・評価独立型	推進組織と各部局及びその委員会は直接的な関係性を有しているが、自己点検・評価を担う組織は学内の第三者評価組織として独立している。
④自己点検・評価統括型	自己点検・評価組織が推進組織より規定上、上位に位置付けられているか、もしくは推進組織が存在しない。
⑤非公式内部質保証型	規定された推進組織は形骸化しており、規程等に明文化していない組織が実質的に推進組織の役割や権限を有している。

出典：筆者作成

表9 5つの類型と大学規模及び推進組織の権限・関係性

類型	小規模				中規模				大規模				総計
	直接	間接	不明	計	直接	間接	不明	計	直接	間接	不明	計	
1	4		1	5					1			1	6
2	6			6	2	2		4		1		1	11
3	2			2	2			2					4
4	3			3	2			2					5
5		1		1									1
計	15	1	1	17	6	2		8	1	1		2	27

出典：筆者作成

行うとともに、類型によって内部質保証システムの在り方を可視化したはじめての取組といえる。

最後に、今後さらに研究を進めるべき残された課題を以下に3点示す。

第1に、本稿は第3期認証評価を1年目に受審した大学のみを対象としていることから、毎年度の評価結果等を踏まえた縦断的な調査が必要である。特に、今回の調査対象校の多くが「内部質保証」に関して指摘を受けていることを踏まえると、今回提示した類型や規模毎の特徴が変化する可能性がある。

第2に、本稿では認証評価機関のなかで先駆けて内部質保証を推進している基準協会の受審校に限定したが、我が国全体の内部質保証システム類型を確立するには他の2機関の受審校についても分析を行う必要がある。

第3に、本稿は自己点検・評価報告書や評価結果等の公表情報を基に推進組織の類型化を行っているが、

この類型化の結果が受審大学の認識と合致するとは限らない。受審大学の意図と認識の齟齬があるかないかをヒアリング等で確認する必要がある。

【脚注】

- (1) 本稿執筆段階では、「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」が2019年8月21日認証を受けており、機関別認証を行う機関は4機関である。
- (2) 2019年8月20日が最終閲覧日である。
- (3) 大学の規模の定義は、大規模：8千人以上、中規模：収容定員4千～8千人未満、小規模：収容定員4千人未満とする。

【参考文献】

荒木俊博・山咲博昭(2019)「第3期認証評価受審時における使用データとIRの役割—大学基準協会受審の2大学の事例から—」『大学評価とIR(第10号)』

- 29-44頁
- 江原昭博(2019)「内部質保証の確立 学修成果の可視化に資する調査体系の統合」『大学教育学会第41回大会発表要旨集録』154-155頁
- 金性希・野田文香・渋井進・齋藤崇徳(2019)「大学における内部質保証と学習成果評価－全学と部局の関係性と課題を中心に－」『大学教育学会第41回大会発表要旨集録』146-147頁
- 大学改革支援・学位授与機構(2018a)『大学機関別認証評価実施大綱(平成30年3月改訂)』
- 大学改革支援・学位授与機構(2018b)『大学機関別認証評価大学評価基準(平成30年3月改訂)』
- 大学基準協会(2015)『内部質保証ハンドブック』
- 大学基準協会(2017)『大学評価ハンドブック』
- 大学基準協会(2018)「平成30年度認証評価等申請一覧」(https://www.juaa.or.jp/updata/news/file/545/20180501_853279.pdf) (閲覧日:2019年8月20日)
- 鳥居朋子・森朋子(2019)「大規模私立大学における内部質保証システムの有効性－立命館大学および関西大学の事例検討を通じて－」『日本教育学会大会研究発表要項(第78回)』226-227頁
- 日本高等教育評価機構(2018)『平成31年度大学機関別認証評価受審のてびき』
- 福中裕之(2019)「大正大学の内部質保証システムの推進について」『大学職員論叢(第7号)』157-161頁
- 文部科学省(2016a)「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」
- 文部科学省(2016b)「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について(通知)」
- 文部科学省(2019)「認証評価機関の認証に関する審査委員会 認証評価機関一覧」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm) (閲覧日:2019年10月6日)
- 山咲博昭(2019)「関西大学における全学内部質保証推進組織を中心とした内部質保証システムの構築とその体制」『関西大学高等教育研究(第10号)』143-151頁

An Attempt to Classify Internal Quality Assurance Systems at Japanese Universities

※1 Hiroaki YAMASAKI

※2 Toshihiro ARAKI

[Key Words]

Certified Evaluation and Accreditation, Internal Quality Assurance, Self-Assessment, University Internal Quality Assurance System Organization

[Abstract]

This paper reports on an examination of the ideal structure of the University Internal Quality Assurance System Organization in order to clarify system characteristics at each size of university.

Analysis of this report was conducted based on a self-assessment report of a university audited in the third-cycle certified evaluation in the first year and on an accreditation and evaluation report by the Japan University Accreditation Association.

The survey analysis revealed the following two points.

First, a certain number of small universities have a self-assessment function as the University Internal Quality Assurance System Organization.

Second, a role is played by the University Internal Quality Assurance System Organization in which methods of advice and support to each department differ depending on the size and characteristics of the university.

Analytical results show that the internal quality assurance system was built as a unique system and that operation was diverse.

This paper is the first effort to visualize internal quality assurance systems by type.

※1 Specially Appointed Assistant Professor, Hiroshima City University

※2 Shukutoku University